

定例会のあらまし

平成26年館林市議会第3回定例会は、8月27日から9月12日までの17日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は諮問1件、報告1件、議案14件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決、認定されました。その他、議員提出議案1件、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

Ⅱ人権擁護委員の櫻井博さん(松沼町)の任期が、本年12月31日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽教育委員会委員の任命について

Ⅱ教育委員会委員の梶田万里子さん(美園町)の任期が、本年10月8日をもって満了となることから、後任に猪熊妙子さん(若宮

町)を任命したいとして、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例Ⅱ「子ども・子育て

支援法」の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める必要があるため、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して本条例を制定しよう

とするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例Ⅱ

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「関係法律の整備等に関する法律」という。)による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して本条例を制定しようとするもので、賛成多数で可決されました。

した。

▽館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例Ⅱ「関係法律の整備等に関する法律」

による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が

あるため、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して本条例を制定しようとするもので、賛成多数で可決されました。

条例の改正

▽館林市福祉事務所設置条例及び館林市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例Ⅱ「次代の社会を担う子

どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」による母子及び寡婦福祉法の一部改正により、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に変更となること等に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市市営住宅管理条例の一部を改正する条例Ⅱ

「福島復興再生特別措置法の一部改正」並びに「母子及び寡婦福祉法の一部改正」により、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に変更となること等に伴い、本条例の一部を

改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてⅡ東毛林間学校の管理運営方法の変更に伴い、共同処理事務を廃止し、組合を解散するに当たり、事務継承に関する規定を明記する必要があるため、組合規約の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてⅡ「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の一部改正により、障害程度区分が障害支援区分に変更となること等に伴い、本規約の一部を変更しようとするもので、全員一致で可決されました。

補正予算